

令和5年度 別府市 認可保育所等の保育料について（案）

- 1号認定(幼稚園と認定こども園[幼稚園機能部分]の3歳以上)の子ども
- 2号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳以上)の子ども

国の「幼児教育・保育無償化」により、保育料は無料です。

- 3号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳未満)のうち、戸籍上第2子以降の子ども

国の「多子軽減基準」や、大分県と別府市の共同事業「大分にこここ保育支援事業」により、保育料は無料です。

- 3号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳未満)の戸籍上第1子の子ども

保育料は下記の表のとおりです。

【保育料一覧表】

階層区分		保育料(月額)			
		一般世帯		要保護世帯 ※	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	無料		無料	
B	市町村民税非課税世帯	無料		無料	
C	市町村民税所得割課税額の合算額が 48,600円 未満	12,200	11,200	6,100	5,600
D1	市町村民税所得割課税額の合算額が 77,101円 未満	21,400	20,400	9,000	9,000
	市町村民税所得割課税額の合算額が 97,000円 未満			以下、一般世帯と同額	
D2	市町村民税所得割課税額の合算額が 169,000円 未満	32,800	31,800	※保育料の要保護世帯等とは、「ひとり親世帯」「同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金等を受けている方が同居している世帯」のことを指します。	
D3	市町村民税所得割課税額の合算額が 301,000円 未満	45,000	44,000		
D4	市町村民税所得割課税額の合算額が 301,000円 以上	53,800	52,800		

※保育料算定時に参照する「市町村民税所得割課税額」とは、住宅借入金等特別控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除がある場合は、これらを控除していない金額となります。

◎保育料の算定について

- ① 教育・保育認定の区分は、その年度の4月1日時点の満年齢で認定します。
年度途中で誕生日を迎えて3歳になると、教育・保育認定は3号認定から2号認定に切り替わりませんが、保育料は、その年度の3月末まで3号認定の保育料となります。
- ② 保護者及び保護者と同一の世帯に属する方に係る「市町村民税所得割額」の合算額によって、階層区分と保育料が決定します。祖父母等と同居している場合は、祖父母等の「市町村民税所得割額」により階層区分を決定する場合があります。
- ③ 保育料の算定の切り替え時期は毎年9月です。
4月～8月分の保育料は、前年度の「市町村民税所得割額」で算定し、
9月～翌年3月分の保育料は、当該年度の「市町村民税所得割額」で算定します。
※市町村民税の未申告や課税証明書等の提出がない等により市町村民税所得割額が確認できない場合は、一番高い階層で保育料を仮決定します。

問合せ先: 子育て支援課 電話: 0977-21-1427

● 保育料の口座振替手続き

保育料を口座振替で納付するためには、金融機関での手続きが必要です。「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、金融機関で直接手続きをしてください。

金融機関での手続き後、市で口座登録が完了するまでに2週間程かかる場合があります。口座登録が間に合わない場合には、納付書を郵送しますので、金融機関か子育て支援課窓口にて直接納付していただくことになります。

● 保育料の納期限及び口座振替日について

令和5年度の保育料の納期限及び口座振替日は下記の予定となります。

対象月	納期限(口座振替日)	対象月	納期限(口座振替日)
令和5年4月分	令和5年5月1日(月)	令和5年10月分	令和5年10月31日(火)
令和5年5月分	令和5年5月31日(水)	令和5年11月分	令和5年11月30日(木)
令和5年6月分	令和5年6月30日(金)	令和5年12月分	令和6年1月4日(木)
令和5年7月分	令和5年7月31日(月)	令和6年1月分	令和6年1月31日(水)
令和5年8月分	令和5年8月31日(木)	令和6年2月分	令和6年2月29日(木)
令和5年9月分	令和5年10月2日(月)	令和6年3月分	令和6年4月1日(月)

※納期限は毎月末ですが、月末が土・日・祝日及び金融機関の休業日の場合は、直後の平日になります。

● 保育料の減額・免除制度

次に掲げる①～④のいずれかに該当する場合は、保育料の減額や免除の対象となることがありますので、ご相談ください。

- ①火災、風水害(床下浸水を除く。)、震災その他の災害により、常時居住する家屋等に著しく損害を受けたとき。
- ②世帯に疾病者があり、疾病に係る必要な経費を支出しなければならないことにより生計の維持が困難となったとき。
- ③生計中心者の倒産、失業(自己都合による退職は除く。)等により、収入が著しく減少し、生計の維持が困難となったとき。
- ④その他特別の事由があると認めるとき。

● 保育料の滞納

保育料の納期限は、通園した月の月末(月末が休日の場合は翌平日)となっておりますが、納期限までに納付がない場合、「20日以内に督促状を発しなければならない。」と市条例に定められており、督促状を発した日から督促手数料100円が加算されます。【根拠条例 別府市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例】

さらに、督促状の指定期限までに納付されない場合は、法の定めにより滞納処分(財産の差押)を受けることになります。事情により納付ができない場合は、そのまま放置せず必ず子育て支援課までご連絡ください。

● 在園証明書の提出

3号認定の子どもの保育料については、多子世帯の負担軽減制度があります。下記枠内の対象施設に入所又はサービスを利用している「小学校就学前の きょうだい」がいる場合は、「在園証明書」を子育て支援課へ提出してください。

【対象施設】

特別支援学校幼稚部、地域型保育事業、企業主導型保育事業、
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設